

復興特別法人税の改正の概要

〔 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法関係 〕

平成26年5月

国 税 庁

平成26年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号。以下「平成26年改正法」といいます。）により復興特別法人税制度が改正されました。

このリーフレットでは、復興特別法人税の改正の概要について説明しています。

- (注) 1 このリーフレットは、平成26年4月1日現在の法令に基づき作成しています。
- 2 このリーフレットにおいて使用している次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。
- | | |
|------------|---|
| 復興財源確保法 | 平成26年改正法による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 |
| 旧復興財源確保法 | 平成26年改正法による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 |
| 改正復興特別法人税令 | 復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第151号） |
| 復興特別法人税令 | 改正復興特別法人税令による改正後の復興特別法人税に関する政令 |
| 改正復興特別所得税令 | 復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第150号） |
| 復興特別所得税令 | 改正復興特別所得税令による改正後の復興特別所得税に関する政令 |

1 復興特別法人税の1年前倒し廃止

平成26年改正法により、復興特別法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、「平成24年4月1日から平成26年3月31日（改正前：平成27年3月31日）までの期間（指定期間）内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後2年（改正前：3年）を経過する日までの期間内の日の属する事業年度」とされました（復興財源確保法40十、45、復興特別法人税令3）。これにより、復興特別法人税の課税期間が1年短縮されました。

したがって、平成26年4月1日以後に開始する事業年度については、原則として、課税事業年度にはなりません。

- (注) 1 平成26年4月1日以後に開始する事業年度であっても、事業年度変更などにより、その事業年度に、指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後2年を経過する日までの期間内の日が含まれることとなる場合には、課税事業年度となります。
- 2 事業年度変更などにより法人の各課税事業年度の月数の合計が24月を超えることとなる場合には、その超えることとなる課税事業年度の課税標準法人税額について、一定の調整計算を行うこととなります（復興財源確保法47②）。((参考1)参照)

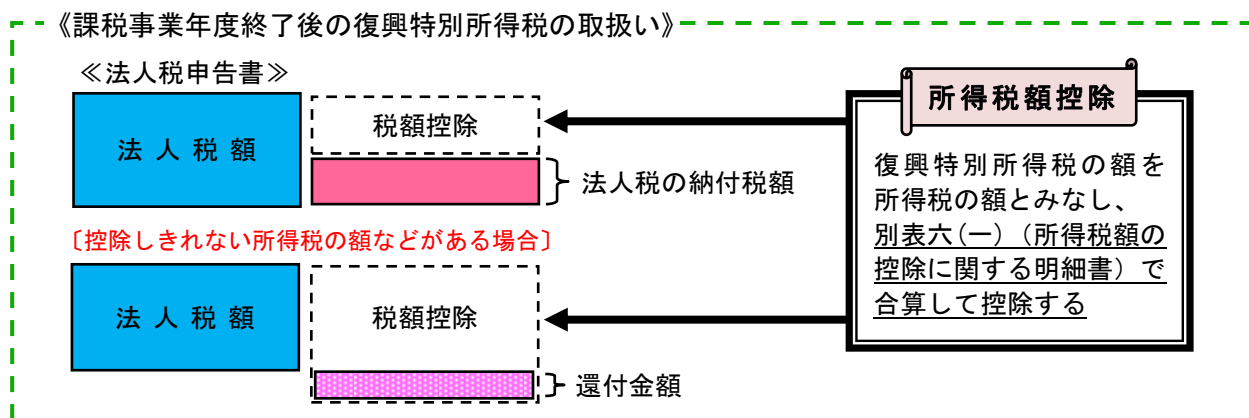
2 復興特別所得税額の法人税額からの控除

課税事業年度終了後の各事業年度において、法人が利子及び配当等に課される復興特別所得税の額を有する場合には、復興特別所得税の額を所得税の額とみなして、法人税申告書で利子及び配当等に課される所得税の額と合わせて各事業年度の法人税の額から控除し、復興特別所得税の額で法人税の額から控除しきれなかった金額があるときは、その金額を還付することとされました（復興財源確保法33②、旧復興財源確保法45③、復興特別法人税令4、復興特別所得税令13②）。((参考2)参照)

(参考1) 事業年度変更の場合の課税事業年度及び課税標準法人税額

事例	<p>年1回9月末決算から年1回3月末決算に事業年度変更した法人(26.4.1変更)</p>
	<p>(注) ■部分は各課税事業年度を示します。また、A、B、Cはそれぞれの課税事業年度の基準法人税額を、X_1、X_2、X_3は課税標準法人税額を示します。</p>
	<p>○ 指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日(24.10.1)から同日以後2年を経過する日(26.9.30)までの期間内の日の属する事業年度が課税事業年度となることから、25/9期、26/3期及び27/3期が課税事業年度となります(復興財源確保法45①)。</p> <p>◎この事例では、事業年度変更により、各課税事業年度の月数の合計が24月を超えることとなります。 12月(25/9期) + 6月(26/3期) + 12月(27/3期) = <u>30月 > 24月</u></p>
各課税事業年度の課税標準法人税額	<p>各課税事業年度の課税標準法人税額は、次のとおりとなります。</p> <p>① 25/9期(24.10.1~25.9.30) $X_1 = A$</p> <p>② 26/3期(25.10.1~26.3.31) $X_2 = B$</p> <p>③ 27/3期(26.4.1~27.3.31) $X_3 = C \times \frac{6}{12}$</p> <p>(注) 事業年度変更により、各課税事業年度の月数の合計が24月を超える法人の最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、基準法人税額に、当該最後の課税事業年度(26.4.1~27.3.31)の月数(12月)のうちに当該最後の課税事業年度開始の日(26.4.1)から当該法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日(24.10.1)以後2年を経過する日(26.9.30)までの期間(26.4.1~26.9.30)の月数(6月)の占める割合を乗じて計算します(復興財源確保法47②一)。</p>

(参考2)



平成26年度改正後の復興特別法人税の概要については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載している「復興特別法人税の概要(改訂版)(平成26年5月)」をご覧ください。